

## 2 上位計画・主な関連計画

### 2-1 第2次周南市まちづくり総合計画「しゅうなん共創共生プラン」

平成27年3月に策定された「第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）」では、将来都市像を【人・自然・産業が織りなす 未来につながる 安心自立都市 周南】とし、その実現に向けて、6つのまちづくりの方向が掲げられています。

#### ▼将来都市像とまちづくりの方向

将来都市像	まちづくりの方向	9の分野	41の基本施策
人・自然・産業が織りなす 未来につながる 安心自立都市 周南	元気で心豊かな人を育むまちづくり	教育・子育て	①教育の充実 ②教育環境の整備・充実 ③子供の健全育成 ④子育て環境の充実
	無限の市民力を発揮できるまちづくり	生涯学習・人権	①生涯学習の推進 ②文化・芸術活動の振興 ③スポーツの振興 ④人権尊重社会の実現
		地域づくり	①地域コミュニティの活性化 ②中山間地域の「地域づくり」の促進 ③市民活動の促進
	安心して健康に暮らせるまちづくり	安心安全	①災害に強いまちづくりの推進 ②消防・救急体制の充実強化 ③市民生活の安全性の向上
		福祉・健康・医療	①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の充実 ③障害者福祉の充実 ④健康づくりの推進 ⑤地域医療の充実
	活力と魅力に満ちた賑わいのあるまちづくり	都市基盤	①生活道路の整備の促進 ②交通環境の充実 ③緑の空間の創造 ④快適な居住環境の整備 ⑤水道の安定供給と下水道の充実
		産業・観光	①農業の振興 ②林業の振興 ③水産業の振興 ④地域ブランドの推進 ⑤中心市街地の賑わいの創出 ⑥商業の振興 ⑦工業・新産業の振興 ⑧企業立地と就業支援の促進 ⑨産業基盤の整備 ⑩観光・コンベンション等による交流の推進
	環境にやさしく快適で利便性の高いまちづくり	環境共生	①新エネルギーの活用と低炭素社会の実現 ②循環型社会の実現 ③環境保全の推進
	最大限の行政力を発揮するまちづくり	行政経営	①市政に参画できる仕組みの充実 ②将来を見据えた行政経営 ③持続可能な財政運営 ④公共施設老朽化への対応

：本計画と特に関連する施策

## 2-2 周南市都市計画マスタープラン

平成20年6月に策定された「周南市都市計画マスタープラン」では、本市における都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応するとともに、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等の整備方針を定めることを目的として、以下の基本理念及び基本方針を掲げています。

### ▼都市づくりの基本理念と基本方針

基本理念	都市づくりの基本方向
美しい自然と活力ある産業が調和し、快適・安全に暮らし健やかで心豊かにすごせるまち(市民と協働のまちづくり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機能的で適正規模な都市づくり</li> <li>○生活・産業基盤の整った都市づくり</li> <li>○安心・安全に暮らせる都市づくり</li> <li>○自然や歴史・文化にふれあえる都市づくり</li> <li>○市民と行政のパートナーシップによる都市づくり</li> </ul>

また、上記の基本理念及び基本方針のもと、7つの分野別に方針が設定されました。このうち、住生活に関連する方針として、土地利用、市街地整備、住環境整備の方針が挙げられます。

### ▼分野別方針にかかる住宅関係施策に関連する内容

分野別方針	住宅関係施策に関連する内容	
○土地利用方針	市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな環境の低層住宅地の形成</li> <li>・快適な環境の中高層住宅地の形成</li> <li>・利便性の高い一般住宅地の形成</li> </ul>
	農山漁村地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりある集落地としての環境の維持向上</li> <li>・離島における定住対策の促進</li> </ul>
○市街地整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業の促進</li> <li>・中心市街地等の市街地整備の推進</li> <li>・既成市街地の居住環境の改善</li> <li>・地域特性に応じた都市環境の創出、保全</li> </ul>	
○住環境整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか居住による中心市街地の活性化</li> <li>・郊外住宅地の活性化</li> <li>・多自然居住地域の活性化、居住推進</li> <li>・良好な居住環境の形成、保全</li> </ul>	

## 2-3 住生活基本計画（全国計画）

わが国が直面する少子高齢化・人口減少等の課題の解決に向けて、住生活基本法の制定から10年を経た平成28年3月、「住生活基本計画（全国計画）」が改定されました。改訂計画では、住生活にかかる現状と課題を踏まえ、以下の基本的な方針が掲げられ、3つの視点と8つの目標が設定されました。

### ▼住生活にかかる課題とそれを踏まえた改定計画の方針

#### 【住生活・住環境の現状と今後10年の課題】

- ・少子高齢化・人口減少の急速な進展および大都市圏における後期高齢者の急増（高齢化問題）
- ・世帯数の減少により空き家がさらに増加（空き家問題）
- ・地域のコミュニティが希薄化しているなど居住環境の質が低下
- ・少子高齢化と人口減少が、高齢化問題、空き家問題、地域コミュニティを支える力の低下といった住宅政策上の諸問題の根本的な要因（少子化問題）
- ・リフォーム・既存住宅流通等の住宅ストック活用型市場への転換の遅れ
- ・マンションの老朽化・空き家の増加により、防災・治安・衛生面等での課題が顕在化するおそれ（マンション問題）



#### 【改定計画の基本的な方針】

- ①住宅政策の方向性を国民に分かりやすく示す
- ②今後10年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し、総合的に実施
- ③3つの視点から、8つの目標を設定



3つの視点	8つの目標
○居住者からの視点	①結婚・出産を希望する若年世帯・子育て世帯が安心して暮らせる住生活の実現 ②高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現 ③住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保
○住宅ストックからの視点	④住宅すごろくを超える新たな住宅循環システムの構築 ⑤建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新 ⑥急増する空き家の活用・除却の推進
○産業・地域からの視点	⑦強い経済の実現に貢献する住生活産業の成長 ⑧住宅地の魅力の維持・向上

## 2-4 山口県住生活基本計画

平成 24 年 3 月に策定された「山口県住生活基本計画」では、全国計画の変更や、本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来等の状況を踏まえ、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に向けては、「ストック重視の施策展開」、「住宅市場重視の施策展開」、「効果的・効率的な施策展開」、「関連する分野との連携による施策展開」、「地域の実情を踏まえたきめ細やかな施策展開」が基本的な方針に掲げられました。

また、上記方針に基づき、以下 4 つの大目標とそれを達成するための施策が示されました。

### ▼計画の目標及び基本的な施策

目標		基本的な施策
I 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築	(1)住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備	災害に強い住宅の普及 住宅及び住宅市街地の防犯性の向上 室内環境の安全確保 災害に強いまちづくり
	(2)住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備	高齢者向け住宅の供給 高齢者や障害者等の自立支援 大規模な公営住宅団地における生活支援施設の併設の推進
	(3)低炭素社会に向けた住まいの整備	環境への負担が少ない住宅の整備や既存住宅の省エネルギーフォームの推進 木材の利用や廃棄物の減量化、再生建材等の利用の推進
	(4)移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成	住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化の促進 計画的な住環境整備 街なか居住の推進 伝統的な街並みの保全、良好な景観の創出
II 住宅の適正な管理		リフォームの促進 適正な維持管理による質の確保 マンション管理や修繕に関する情報の提供
III 多様な住居ニーズが適切に実現される住宅市場の整備	(1)既存住宅が円滑に利用される市場の整備	既存住宅を安心して取引できる環境づくり 住宅に関する相談体制の充実と住宅関連情報の提供
	(2)将来にわたり活用される良質なストックの形成	耐久性及び維持管理容易性に優れた住宅供給 伝統的構法による住宅の普及 県産木材を利用した住まいづくりの推進
	(3)多様なニーズに応じた住宅の確保と住宅ストックのミスマッチの解消	持家資産の流動化の促進 円滑な住替えの促進 空き家活用の仕組みづくり
IV 公的賃貸住宅のみならず民間賃貸住宅も含めた住宅セーフティネットの機能向上		公営住宅における居住の安定の確保 計画的、公平かつ的確な公営住宅の整備 子育て世帯や高齢者向けの賃貸住宅の供給促進 災害発生時の体制づくり